

◎新潟県告示第1290号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
美雪園訪問看護 ステーション	魚沼市新保352番 地	所 在 地	魚沼市井口新田 267番地 小出郷福 祉センター内	魚沼市新保352番 地	令和2年10月1日
にこにこ薬局	長岡市曲新町687 -4	所 在 地	長岡市前田2丁目 7番9号	長岡市曲新町687 -4	令和2年9月1日